

**まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業にかかる
公募型プロポーザルの実施について**

公募型プロポーザルの詳細は、以下のとおりとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業

(2) 業務内容

本県が別途公告する「(仮称)まめだ簡易グラウンドサッカー場人工芝整備」(以下「本工事」という。)において、人工芝等の供給等を行う。

(3) 事業予定期間

基本協定書の締結日から、本工事における契約期間の満了日まで

(4) 担当部局

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎10階)

石川県文化観光スポーツ部スポーツ振興課企画管理グループ

電 話：076-225-1391

FAX：076-225-1388

E-mail：i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

2 応募資格に関する事項

まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業者募集要項(以下「募集要項」という。)による。

3 公募要領等の配布方法

募集要項等は、下記石川県のホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sports/mameda/proposal.html>

4 質問の受付及び回答

募集要項による。

5 応募書類の提出

募集要項による。

6 選定等

(1) まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

(2) 選定方法

まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業候補者評価要領による。

7 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがある。
- (3) 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、石川県情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。
- (4) 手続において使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。
- (5) 企画提案書に記載した提案については、本県との協議が調った後に実施することとする。
- (6) その他、詳細は募集要項による。